

【1986年2月5日】老人保健制度の改正について（老人保健審議会委員から会長へ意見書）

老人保健審議会

昭和61年2月5日

意見書

老人保健審議会

会長 小山 路男 殿

老人保健審議会

委員 有吉 新吾

同 鈴木 善朗

同 東儀 達彌

同 西川 忠

去る1月20日付諮問書の老人保健制度改正案に示された以下の各項に関する我々の意見は次の通りである。

1. 保険者の拠出金に関する事項

改正案にいう加入者按分率改定には、次の理由から反対であり、現行法本則通り50%とすべきである。

(1) 老人医療に要する費用の負担については、我々が従来から主張するごとく、国庫補助を除く加入者一人当り保険料負担を比較すれば、現行加入者按分率で各制度間の負担の均衡は充分はかられており、これを80%、さちに100%とすることは、却って負担の均衡を著しく失することになる。

(2) 拠出金算定方法については、立法の経緯からみても医療費按分率50%と加入者按分率50%とからなる現行法本則方式が維持されるべきであると考え、加入者按分を拡大して医療費按分率を縮小し、またはこれを廃止することは、老人保健制度の根幹を否定するものである。

(3) 老人保健法施行後現在までに、この制度の運営に関して、加入者按分率を50%を超

えて急激に拡大しなければならないような諸事情、諸条件の変化があったとは考えられない。

2. 老人保健施設に関する事項

いわゆる中間施設の創設の趣旨は理解しうるものの、今回の老人保健施設を創設するという改正案は、その内容に不明な点が多く、所期の目的を実現しうる保証がないため、運営の実験を重ねつつ、その内容については本審議会において慎重な検討、審議を行った後に、法律改正を行うべきである。